

官報号外

平成二十八年五月十一日

○第一百九十九回 参議院会議録第一一五号

平成二十八年五月十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二五五号
平成二十八年五月十一日

午前十時開議

第一 投資の相互促進及び相互保護に関する日
本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 投資の相互促進及び相互保護に関する日
本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件
一、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

平成二十八年五月十一日 参議院会議録第一一五号 業務の停止を命ずることとしています。そして、この業務の禁止を命ずることとしています。

合において、当該販売業者等の役員等に対し、停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること等の禁止を命ずることができます。そして、この業務の停止を命ずることとしています。

○森本真治君 民進党・新緑風会の森本真治です。

ただいま議題となりました特定商取引に関する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。

まずもつて、先月発生した熊本地震によりお亡くなりになつた方々に対し、哀悼の誠をささげるとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申上げます。

我々民進党も、引き続き、災害対応においては政府と連携をさせていただき、防災担当大臣でもある河野大臣におかれましては、被災者への支援、被災地の復旧復興に向けて全力で取り組んでいただきますようお願いさせていただきます。

そこで、本日はまず、震災に便乗した悪質商法への対応についてお伺いします。

既に熊本県消費生活センターには幾つかの相談も寄せられていると伺っています。災害に便乗し、例えば、壊れた家の修理を急ぎ、後で高額な請求をされる、地震速報などのタイトルのメールが届き、クリックすると出会い系サイトにつながる、義援金を集めているなどどうそと言つて金錢をだまし取る義援金詐欺等、過去の震災時にも許し難い事案が発生しています。

被災者を狙つたものに限らず、義援金詐欺などは善意の国民を狙つた悪質極まりない犯罪です。

消費者庁として、震災に便乗した悪質商法に対し、どのように注意喚起し、対策を取つていらっしゃるのか、河野大臣にお伺いします。

次に、消費者被害の現状について、特に高齢者が被害に遭う事案が増加していることについてお伺いします。

第一に、悪質事業者への対策を強化するため、主務大臣は、販売業者等に業務の停止を命ずる場

としておりますが、業務の停止を命ずることで引きの期間の上限をこれまでの一年から二年に引き上げることとしています。

第二に、所在等が不明な事業者に対して迅速に行政処分を行うことができるようになります。公示送達に関する規定を設けることとしています。

第三に、主務大臣は、本法律に違反する行為によつて財産的被害を受けた購入者等の利益の保護の観点から、処分事業者に対して必要な指示を行うことができるよう、規定の整備を行つこととしています。

第四に、電話勧誘販売において通常必要とされる分量を著しく超える量の商品の売買契約の締結について勧誘すること等を指示等の対象とするとともに、購入者等が当該契約の解除等をすることができるとしています。

また、通信販売においてあらかじめ承諾や請求を得ていない相手へのファクシミリ装置を利用した広告の送信の禁止、従来は訪問販売等の規制の適用対象となつていなかつた権利の販売に対する規制の拡大、意思表示の取消し権の行使期間の伸長を行うほか、罰則の法定刑を全般的に引き上げる等の措置を講ずることとしています。

なお、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定めた日から施行することとしています。

以上、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

森本真治君

【森本真治君登壇、拍手】

○森本真治君 民進党・新緑風会の森本真治です。

ただいま議題となりました特定商取引に関する法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。

まずもつて、先月発生した熊本地震によりお亡くなりになつた方々に対し、哀悼の誠をささげるとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申上げます。

我々民進党も、引き続き、災害対応においては政府と連携をさせていただき、防災担当大臣でもある河野大臣におかれましては、被災者への支援、被災地の復旧復興に向けて全力で取り組んでいただきますようお願いさせていただきます。

そこで、本日はまず、震災に便乗した悪質商法への対応についてお伺いします。

既に熊本県消費生活センターには幾つかの相談も寄せられていますと伺っています。災害に便乗し、例えば、壊れた家の修理を急ぎ、後で高額な請求をされる、地震速報などのタイトルのメールが届き、クリックすると出会い系サイトにつながる、義援金を集めているなどどうそと言つて金錢をだまし取る義援金詐欺等、過去の震災時にも許し難い事案が発生しています。

被災者を狙つたものに限らず、義援金詐欺などは善意の国民を狙つた悪質極まりない犯罪です。

消費者庁として、震災に便乗した悪質商法に対し、どのように注意喚起し、対策を取つていらっしゃるのか、河野大臣にお伺いします。

次に、消費者被害の現状について、特に高齢者が被害に遭う事案が増加していることについてお伺いします。

第一に、悪質事業者への対策を強化するため、主務大臣は、販売業者等に業務の停止を命ずる場

現在、我が国では、高齢者数の伸び以上に高齢者に関する消費生活相談が増加しており、特に判断能力の低下した認知症等の高齢者に関する相談も増加傾向にあるなど、極めて厳しい状況にあります。特定商取引法についても、社会経済情勢の変化やそれに伴う消費者問題の変質に対応する形で、幾度も改正を行つてまいりました。しかしながら、消費生活相談件数は全体として高い水準にあり、その内容も多岐にわたるなど、一向に収束する様子が見られません。

今国会の冒頭、安倍総理は施政方針演説において、「高齢者を狙つた悪質商法には、規制を強化し、消費者の迅速な救済を図ります。」と述べておられます。安倍内閣の一員である河野大臣には、本法律案に対する質問の前提として、高齢者を狙つた悪質商法に関する消費生活相談件数が、この数年、依然として高い水準で推移している現状に対し、どのような御認識をお持ちなのか、また、それへの対策をどのように考えていくのか、お伺いします。

消費者被害の防止に伴う経済効果についてお伺いします。

本法律案の内容は、消費者委員会に設置された専門調査会が取りまとめた報告書の内容を基本的に反映させたものであると承知しています。専門調査会においては、消費者側の委員と事業者側の委員とで熱心な議論が行われたにもかかわらず、意見の一致を見なかつたために、本法律案に盛り込まれなかつた内容もたくさんあります。そもそも、守るべき利益の対立する消費者と事業者で意見を一致させることは困難であるとの見方もありますが、消費者被害を防止することによって、被害で失われたであろう金額が正当な消費に向かうことは事業者側にどうでもメリットになるという

べきであり、アベノミクスの向かうべき道ではないでしょうか。

長期的な視点に立つたとき、消費者の安心、安全に寄り添つていかなければ、最終的な内需の拡大にもつながらないと考えますが、河野大臣の御所見をお伺いします。

政府が三月二十二日に公表した政府関係機関移転基本方針によりますと、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターについて、徳島県の提案を受け、八月末までに移転に向けて結論を得ることを目指して、現在、検証が行われていると認識しています。

消費者庁等の移転に関しては、この間、日弁連や消費者団体等から多くの反対の声が上がっています。危機管理業務や国会対応業務、さらには関係省庁間にまたがる消費者行政の司令塔機能を果たしていくには、消費者庁等を徳島に移転させることは現実的ではないという意見からです。

政府関係機関移転基本方針は、東京一極集中のは正の觀点から、地方から提案のあつたものについて国として検証が行われているわけですが、検証の基本的観点でもはつきり示されているように、移転した際、全国を対象とした国の機関としての機能の維持向上が期待できることが絶対条件です。既に三月には消費者庁長官を始めとする職員がお試し移転を行い、一昨日からは国民生活センターが試験的に移転し、業務を開始したと伺っています。

国民生活センターの試験移転では、全国の自治体職員を対象に研修を行つてお伺いましたが、参加者は圧倒的に徳島県の方と伺っていました。研修の参加者について、徳島県とそれ以外の

方の人数をお伺いします。徳島県の方ばかりの研修では十分な検証はできないと考えますが、河野大臣の御見解をお伺いします。

そもそも、河野大臣は、徳島県に移転することにより、消費者庁等の機能が向上していくとの手応えを感じているのか、さらに、基本方針の中にある、移転先以外から理解が得られると思っていらっしゃるのか、明確に御答弁ください。

次に、本法律案の内容について、まずは違反事業者に対する指示の実効性についてお伺いします。

本法律案では、悪質事業者への行政規制を強化し、消費者被害の防止、救済を図つてもらうとともに、一つとして、業務停止命令を受けた悪質事業者に対し、消費者利益を保護するため必要な措置を指示できることとしています。その一例として、消費者庁や都道府県は、不実告知により行政処分があつた旨の既存顧客への通知や、返金を求める消費者への適切な対応として計画的な返金等を指示できるとしています。しかし、執行体制が脆弱な地方自治体が多い中で、違反事業者に返金計画を作らせ、消費者への返金を行わせるために監視を続けていくことは難しいように思います。

そこで、違反事業者に対する指示の実効性を高めていくためには、更なる体制強化が求められます。国と地方自治体の連携強化、自治体担当者の専門性の向上に向けての支援等、制度の実効性をどのように担保していくつもりか、河野大臣の御所見をお伺いします。

次に、違反事業者に対する行政処分の効果についてお伺いします。

近年、業務停止命令を受けた法人の役員などが、処分を受けた後も社名を変えて別の法人を立

ち上げることにより、実質的に業務を継続するといった悪質な事案が頻発しております。本法律案では、そのような悪質事業者に対処するため、業務停止を命ぜられた法人の役員等に対して、停止の範囲内の業務について新たに業務を開始することを禁止する内容を盛り込んでおります。

しかし、この業務停止命令のうち、都道府県のものについては、命令した自治体の区域外では全く効力が及ばないことになります。これでは問題の根本的な解決には至らないと考えますが、河野大臣の御見解をお伺いします。

次に、専門調査会で熱心に議論が行われたにもかかわらず、本法律案に盛り込まれなかつた課題についてお伺いします。

まず、インターネット取引の虚偽・誇大広告規制についてお伺いします。

本法律案では、通信販売のうち、ファクシミリ広告への規制の導入は図られることになりますが、インターネット取引についての広告規制は見送られることになりました。インターネット通販に関する苦情相談件数は、平成二十一年度から平成二十六年度の五年間で約二倍に増加しており、商品、サービス、デジタルコンテンツの全ての分野で増加しています。中でも誇大広告に関する苦情相談件数は増加傾向にあり、専門調査会においても、通信販売に係る虚偽・誇大広告に関する取消し権について、その必要性が主張されました。が、委員間の意見の一致を見ることなく、引き続き検討事項となりました。

ますます市場規模を拡大していくインターネット通販において、消費者が安心して利用できるよう虚偽・誇大広告に関して消費者の取消し権を認めるべきだと思いますが、河野大臣の御所見をお伺いします。

号外

次に、事前勧誘拒否制度についてお伺いします。

平成二十七年に消費者庁が実施した消費者の訪問勧誘・電話勧誘・FAX勧誘に関する意識調査と全国消費者団体連絡会が実施した消費者契約に関する意識調査の両方において、いずれも九六%を超える消費者が訪問販売、電話勧誘販売を必要ない、来てほしくないと回答しています。

また、特定商取引法は、平成二十年改正で訪問販売における再勧誘の禁止が導入されましたが、こちらも消費者庁の同調査によれば、後日また勧誘を受けた、断つても勧誘を続けられたなど、再勧誘を受けた消費者は、訪問販売、電話勧誘販売それぞれの類型で約四割に上っています。残念ながら、再勧誘の禁止という仕組みでは、販売業者は勧誘を拒否される前に一度消費者と接触することができてしまふため、消費者が幾ら断るうとしても、販売業者の巧妙なセールストークにより押しつけられ、はつきりと断ることができずに不本意な契約を締結してしまうことになりかねず、十分な効果が得られないのではないかと思います。

河野大臣は、特定商取引法における再勧誘の禁止の効果についてどのような認識をお持ちか、お伺いします。

そこで、そもそも事前に拒否している消費者に対する勧誘を禁止する制度を導入るべきとの意見もあります。訪問勧誘拒否制度、ドゥーノット・ノック制度や電話勧誘を拒絶する意思を登録した消費者に対して事業者からの電話勧誘を禁止するドゥーノット・コール制度については、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国やEU諸国においては既に導入し、規制を掛けていると伺っています。消費者庁としては両制度の効果をどのように整理されているのか。我が国において

所見をお伺いします。

次に、本法律案の施行期日及び見直し期間についてお伺いします。

本法律案は、悪質事業者への対応として、行政調査に関する権限の強化や刑事罰の強化、インターネット社会に対応した公示送達制度の導入などを盛り込んでおり、一つ一つの制度がきちんと運用されれば悪質事業者に対して抑止力となり、その効果を期待できるものと考えています。一方、本法律案は、公布の日から起算して一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると、施行まで大変長い期間を設けております。

この間に、消費者、事業者双方への周知徹底を図るとともに、悪質事業者にやり得をさせないための監視指導の強化を実施していくべきと考えます。

河野大臣の御所見をお伺いします。あわせて、消費者被害の動向を注視し、被害防止効果が十分ではないようであれば、施行後五年を待たず速やかに見直すべきと考えますが、お伺いします。

以上、質問してまいりましたが、本法律案が成立した後も腰を落ちつかせてしまうことなく、今回先送りになつた論点について速やかに検討を始めたいただくことを改めてお願いをし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣河野太郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(河野太郎君) 森本議員にお答えいたしました。

した悪質商法等に関する消費生活相談も寄せられているところです。災害に便乗した悪質商法等による被害を防止するため、これまで消費者庁及び国民生活センターから、過去の災害時における事例も基に、自然災害に便乗した悪質商法、義援金詐欺、不審な電話や訪問に関する情報や注意喚起をウエブサイトで公表するとともに、各種SNSでも発信しています。

また、これらの消費者トラブルや不審な訪問等に関する消費生活相談については、消費者ホットライン一八八番にて被災地の皆様及び被災地以外の皆様から受け付けているところです。さらに、四月二十八日から国民生活センターにフリーダイヤル熊本地震消費者トラブル一〇番を設置し、沖縄県を除く九州地方の皆様からの相談を受け付けています。

今後も、被災地のニーズに応えるため、地元自治体や国民生活センターと連携して消費者問題に係る相談体制の整備や注意喚起等について適切に対応していきたいと考えております。

高齢者を狙った悪質商法に関する相談に対する認識と対策についてお尋ねがありました。

高齢者の消費生活相談件数は高い水準にあり、消費者庁としては、高齢者の消費者被害の防止を重要な課題として認識しております。今般御審議いただきました特定商取引法の改正案もそのためのものであります。本改正案では、高齢者を狙った悪質商法への対応として、業務停止を命ぜられた法人の役員等に対する業務禁止命令の創設、高齢者を中心には、同情相談が増加している電話勧誘販売における過量販売への解除権の導入などの措置を盛り込んだところです。

そのほか、高齢者への消費者被害の防止のた

して、政府広報を活用した高齢者の消費者トラブル未然防止に関する注意喚起を実施するとともに、どこに住んでいても質の高い相談、救済が受けられるように、地方公共団体による相談体制の整備等の支援、お近くの消費生活相談窓口を御案内する消

費者ホットラインの一八八への三桁化などの取組を進めてきたところです。

さらに、高齢者などの消費者被害を未然に防止するため、本年四月一日の改正消費者安全法の施行を契機として、地方公共団体及び地域の関係者が連携した地域の見守りネットワークの構築を支援することとしています。また、悪質事業者に対しては、特定商取引法、消費者安全法等により厳正に対処していきます。

今後とも、これらの取組を総合的に推進し、高齢者を含めた消費者被害の防止に努めてまいります。

消費者の安心、安全と内需の拡大についてお尋ねがありました。

消費者の安全、安心の確保は、消費の拡大、さらには経済の好循環の実現にとって大前提となると考えております。企業収益の改善を雇用の拡大と賃金の上昇につなげ、それを消費の増加、更に企業収益の増加につなげるという経済の好循環を実現していくことが重要であります。そのためにも、消費者の不安を払拭し、消費者の安全、安心を確保するための様々な施策を積極的に推進してまいります。

独立行政法人国民生活センターが、徳島県において試験的に実施している研修についてお尋ねがありました。

ております。今月九日から徳島県で実施している研修においては、徳島県内から四十九名、徳島県外から十九名がそれぞれ参加されたと承知しております。

国民生活センターが徳島県において実施する研修については、徳島県外からの参加者も含めて研修参加者から御意見等をいたすこととしております。徳島県から提案を受けた国民生活センターから寄せられた御意見等も踏まえ、国民生活センターや消費者庁などに期待されている役割を果たせるか検討を進めてまいります。

消費者庁等の徳島県への移転の提案についてお尋ねがありました。

消費者庁では、三月に行つた徳島県における試行の結果を踏まえて、七月には第二弾として、もう少し規模の大きい長めの試行を実施する予定であり、現在、試行を行う期間や業務等について検討を進めています。また、消費者委員会では、ICTを活用した会議運営の検証等を進めているほか、国民生活センターでは、研修及び商品テストについて徳島県において試験的に業務を実施しているところです。

全国各地の消費者・消費者行政の関係者の声を踏まえ、引き続き試行とその検証を行いつつ、機能の維持向上が期待できるか、移転先以外を含めた理解が得られるかといった点を含めて、消費者庁に期待されている役割が果たせるかどうかといった観点から検討を進めてまいります。

本法案を踏まえた特定商取引法に関する都道府県の執行体制の強化についてお尋ねがありました。

本法案においては、悪質事業者に対する対策を

強化するため、消費者利益の保護を図るために指示に関する規定の整備等、執行権限の強化を図っていますが、改正法を適切に施行するために

は、国のみならず、都道府県における執行体制の強化が重要と考えています。

消費者庁においては、これまで地方消費者行政推進交付金などにより、特定商取引法の執行を始めた都道府県における消費者行政の体制整備について支援を行つてまいりました。また、特定商取引法の執行体制の強化に関しては、消費者庁による全都道府県向けの研修の実施、都道府県が行う立入検査への経済産業局の立会い等により、執行担当者へのノウハウの伝授等を行つてまいりました。

都道府県の執行体制の強化及び改正法の実効性の確保を図るため、引き続き、都道府県との緊密な連携の下、地方消費者行政推進交付金による支援を通じた都道府県における消費者行政の体制整備を促進するとともに、都道府県職員による研修の参加等を積極的に働きかけてまいります。

本法案を踏まえた都道府県が行う特定商取引法に基づく行政処分の効果についてお尋ねがあります。したがって、本法案を踏まえた都道府県における行政処分は、自治事務として行われるものであり、当該都道府県の区域内にのみ処分の効力が及ぶものと整理されています。

消費者委員会特定商取引法専門調査会では、都道府県の行政リソースの活用等の観点から、都道府県知事による行政処分の効力を当該都道府県の区域を越えて及ぼすことに積極的な意見があつた。

一方、処分のために必要な情報を広域的に収集、分析し、執行する体制を充実させる必要性等を指

摘する意見もあり、更に検討を進めることとされましたとの承知しています。

また、昨年十二月に閣議決定された平成二十七年の地方からの提案等に関する対応方針においては、同専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成二十八年中に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

都道府県による行政処分の効果について、消費者委員会の答申や当該閣議決定を踏まえて、引き続き適切に検討してまいります。

インターネット通販における虚偽・誇大広告の取消し権についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、インターネット通販を含む通信販売における虚偽・誇大広告に関する取消し権の付与については、消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論の結果、全体として意見の一致を見なかつたものと承知しています。消費者庁としては、こうした専門調査会の結論も踏まえ、今回の改正法案としているところです。

今後は、特定商取引法に基づく表示義務の徹底、虚偽・誇大広告に対する厳格な執行、今回導入することとしている公示送達による処分等により、悪質なインターネット通販事業者へ厳格に対応してまいります。

また、今後の規制の在り方については、法改正後の執行状況やトラブルの推移などを注視しながら、将来必要が生じた場合には対応を検討してまいります。

本法案の施行までの取組及び見直し期間についてお尋ねがありました。

本法案におきましては、公布から一年六月以内に施行することとしておりますが、施行までの間におきましては、消費者及び事業者等に対する改正法の周知徹底を図るとともに、現行法の厳正な執行に取り組んでまいります。

本法案は、施行後五年を経過した場合の検討を

おいて、訪問販売及び電話勧誘販売に係る勧誘規制の見直しについて議論が行われましたが、改正による勧誘規制の強化及び現行法解釈の見直しには至らなかつたため、ドゥー・ノット・ノック制度やドゥー・ノット・コール制度の導入の適否まで十分に議論されるには至らなかつたと承知しています。

同委員会においては、現時点において対策を行すべき点として、法執行の強化、再勧誘の禁止等の法令遵守の徹底や自主規制の強化、その他各種の取組を推進していく点については意見が一致したものと承知しており、まずはこれらの取組を進めいくことが重要と認識しています。

引き続き、消費者委員会からの答申を十分踏まえつつ、消費者トラブルの状況等を見ながら適切な対応を行つてまいります。

本法案の施行までの取組及び見直し期間についてお尋ねがありました。

本法案におきましては、公布から一年六月以内に施行することとしておりますが、施行までの間におきましては、消費者及び事業者等に対する改正法の周知徹底を図るとともに、現行法の厳正な執行に取り組んでまいります。

本法案は、施行後五年を経過した場合の検討を政府に求めるいわゆる見直し条項を設けておりましたが、これは五年を経過しないと見直しを行ふことができないという規定ではございません。この

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

出席者	議員	議長	副議長
三木	清水 貴之君 河野 義博君 藤巻 健史君 平木 大作君 儀間 光男君 石川 博崇君 宮本 周司君 浜田 和幸君 竹谷とし子君 藤川 政人君 室井 邦彦君 山本 博司君 若松 謙維君 中原 八一君 片山虎之助君 長沢 広明君 福岡 資麿君 山本 順三君 魚住裕一郎君 西田 寒仁君 丸川 珠代君 酒井 康行君 衛藤 晟一君 島尻安伊子君 山下 雄平君 森屋 宏君 渡邊 雅志君 阿達 亨君	和田 政宗君 佐々木さやか君 中野 正志君 矢倉 克夫君 中山 恭子君 新妻 秀規君 東 徹君 秋野 公造君 横山 信一君 三原じゅん子君 江口 克彦君 谷合 正明君 長谷川 岳君 浜田 昌良君 杉 久武君 松下 新平君 高階恵美子君 山本 香苗君 山口那津男君 荒木 清寛君 北村 経夫君 岩城 弘成君 世耕 光英君 吉川ゆうみ君 堂故 茂君 山田 修路君 堀内 恒夫君 三宅 伸吾君 舞立 晃治君	山崎 正昭君 輿石 東君

四

參議院會議錄第二十五号

丸山和也君	吉田俊治君	古川吉田
塚田石井	松村儀崎	水落敏栄君
一郎君	柳本卓治君	二之湯智君
祥史君	山本儀崎	佐藤信秋君
邦子君	橋本山本	溝手顕正君
準一君	柳本猪口	力君
一太君	小坂尾辻	山崎
大治君	石上秀久君	木村芳正君
陽輔君	山本憲次君	義雄君
邦子君	橋本聖子君	林哲史君
和也君	柳本柳本	鴻池肇君
和也君	石本太郎君	斎藤真山
和也君	安井美沙子君	斎藤勇一君
和也君	石橋通宏君	又市征治君
和也君	主濱了君	小西洋之君
和也君	斎藤嘉隆君	大野元裕君
和也君	徳永エリ君	柴田亮子君
和也君	石城郁君	谷幸治君
和也君	難波獎二君	滝沢求君
和也君	有田芳生君	江崎孝君
和也君	金子洋一君	寺田典城君
和也君	川田龍平君	風間直樹君
和也君	小野健三君	石井みどり君
和也君	前川清成君	広田一君
和也君	佐藤佐藤	尾立源幸君
和也君	白眞勲君	大久保勉君
和也君	藤田藤田	片山さつき君
和也君	中曾根弘文君	大塚小林
和也君	相原久美子君	神本美恵子君
和也君	野田國義君	吉田博美君
和也君	佐藤正久君	吉田俊治君
和也君	藤田幸久君	吉田吉田
和也君	榛葉賀津也君	吉田吉田
和也君	佐藤正久君	吉田吉田
和也君	長浜昭子君	吉田吉田
和也君	勝也君	吉田吉田

官 報 (号 外)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

会は付託した
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果

的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第

四八号) 総務委員会に付託

ラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百八十九回国会閣査)

第一五号) 外交防衛委員会に付託
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に
關する特別賛助金の一部(三三二・五千七百四

関する特別措置法の一項を改正する法律案(閣法第二十七号) 厚生労働委員会に付託 森林法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇一)

農林水産委員会に付託
号) 港湾法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

国土交通委員会に付託
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

外國の領域における武力の行使に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第一〇五号)

政府が眞正の自衛権の行使を許すまでの公海上における核兵器、化学兵器、生物兵器等の大質量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書

書(白眞勲君提出)(第一〇六号)

を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

（國）第二法第十四章二十二
（國）第三法第十四章二十二
（國）第二法第十四章二十二

書類第二項に規定したるし
ものによるもの

卷之三

ある。

平成二十八年五月十一日 参議院会議録第二十五号・議長の報告事項

政府開発援助等に関する特別委員

辞任 準一君 補欠

石井 準一君

井原 巧君

藤川 政人君

滝波 宏文君

三宅 伸吾君

井上 義行君

大野 元裕君

石上 俊雄君

地方・消費者問題に関する特別委員

辞任 補欠

太田 房江君

豊田 俊郎君

野村 哲郎君

石井 正弘君

金子 洋一君

牧山ひろえ君

河野 義博君

矢倉 克夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

理事 高野光二郎君 (高野光二郎君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

(閣法第四四号)

消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第

四五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

義務教育の段階における普通教育に相当する教

育の機会の確保等に関する法律案(丹羽秀樹君

外九名提出) (衆第三四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二五号) 審査報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一二号) 審査報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第三三号) 審査報告書

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(閣法第三二号) 審査報告書

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

学童保育に関する質問主意書(小林正夫君提出)

(第一一〇号)

同日内閣から、左記の者を国家公務員倫理審査会委員に任命したいので、国家公務員倫理法第十四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

記 同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月二十五日任期満了の中村正武の後任)

相原 佳世

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月二十九日任期満了の室伏きみ子の後任)

宮原 秀夫

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条规定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月二十九日任期満了の渡邊 博美の後任)

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条规定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月二十九日任期満了の西田 貴子の後任)

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月二十九日任期満了の柴山秀雄の後任)

中西 友子

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月三十日任期満了による再任)

松田 隆利

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月三十日任期満了による再任)

高橋 隆利

同日内閣から、左記の者を外交防衛委員長に任命したいので、外交防衛委員長佐藤 正久の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月三十日任期満了による再任)

品田 充儀

同日内閣から、左記の者を参議院議長に任命したいので、参議院議長山崎 正昭殿の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月三十日任期満了による再任)

木村 亨

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を受領した。

(六月二十二日任期満了の西島幸夫の後任)

瀧澤 泉

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を受領した。

(六月二十二日任期満了の浜田健一郎の後任)

小林いづみ

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を受領した。

(六月十九日任期満了の浜田健一郎の後任)

上田 良一

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を受領した。

(六月十九日任期満了の美馬のゆりの後任)

渡邊 博美

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条规定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月十九日任期満了の室伏きみ子の後任)

宮原 秀夫

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条规定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月十九日任期満了の柴山秀雄の後任)

西田 貴子

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月十九日任期満了の西田 貴子の後任)

中西 友子

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月十五日任期満了による再任)

品田 充儀

同日内閣から、左記の者を参議院議長に任命したいので、参議院議長山崎 正昭殿の同意を求める旨の要

要求書を受領した。

(六月十五日任期満了による再任)

木村 亨

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第三三号) 審査報告書

この協定は、我が国とオマーン国との間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与を規定するとともに、公正衡平待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おむね妥当な措置と認める。

別に費用を要しない。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月二十一日

衆議院議長 大島 理森
參議院議長 山崎 正昭殿

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求める件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求める件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求める件

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求める件

う。

日本国及びオマーン国(以下「両締約国」とい

う。)

両締約国間の経済関係を強化するために投資を

更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内に

おける投資を拡大するための安定した、衡平な、

良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成

することができるることを認識し、

国際的に受け入れられた労働基準に従つて両締約国間の投資を促進する上で、労働者と使用者と

の間の協調的な関係が重要であることを認識し、この協定が両締約国間の一般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一條 定義
(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所持し、又は支配する全ての種類の資産であつて、投資としての性質(例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担)を有するものをいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店
(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)
(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証書(その債務証書から派生する権利を含む。)

(iv) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益分配に関する契約を含む。)に基づく権利

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
(vi) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原产地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)

(vii) 特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、試掘、採掘及び抽出のための権利を含む。)

(viii) 他の全ての資産(動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取権。

特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、収益を含む。「収益」とは、投資財産から生ずる価値特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。

投資され、又は再投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。ただし、当該変更が、投資又は再投資が行われる締約国の法令に反しないことを条件とする。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
(ii) 締約国の企業

(c) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

(d) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

1 一方の締約国は、自國の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、補助金(贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。)については、適用しない。

が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。
(ii) オマーン国については、その主権の下にある陸地、内水、領水及び空間並びに海域、すなわち、オマーン国が自國の法令及び國際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。

第二條 投資の促進及び許可
(g) 「自由利用可能通貨」とは、國際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資が自國の区域内において行われるための良好な条件を醸成する。

2 第二条 投資の促進及び許可
(i) 一方の締約国は、自國の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自國の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

注釈 この2の規定は、不動産の取得又は賃借に関し、一方の締約国が他方の締約国の投資家及びその投資財産に對し、自國の投資家及びその投資財産に與える待遇と同様の待遇を与えることを義務付けるものと解してはならない。

第三條 内国民待遇
(e) 「投資活動」とは、投資財産の運営、經營、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

1 一方の締約国は、自國の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、補助金(贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。)については、適用しない。

3 1の規定は、一方の締約国が、自國の区域内

約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を使用する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関へ対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十三条 資金の移転

(g) 第十五条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払	1 及び2の規定にかかる事項にかかる限り、締約国は、次
2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを認め	2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを認め
3 1及び2の規定にかかる限り、締約国は、次	3 1及び2の規定にかかる限り、締約国は、次
(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護	(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
(b) 証券の発行、交換又は取引	(b) 証券の発行、交換又は取引
(c) 刑事犯罪	(c) 刑事犯罪
(d) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保	(d) 司法上又は行政上の手続における命令又は判決の履行の確保

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国が行う申入れに對し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。	1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国が行う申入れに對し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに關する協議のための適当な機会を与える。
2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、1に規定する協議の要請の後六箇月以内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いづれか一方の締約國が任命する各一人の仲裁委員と、このよう	2 7(b)の規定に従うことの条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」という。)が、当該投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「紛争締約国」という。)の区域内において行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。
3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定する	3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定する
4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。	4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行つた日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従つことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。
5 各締約国は、自國が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。もつとも、仲裁委員会は、自己の裁量により、両締約国がうちいづれか一方が当該残余の費用のより多くの部分又は全てを負担するよう指示することができる。	5 各締約国は、自國が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。もつとも、仲裁委員会は、自己の裁量により、両締約国がうちいづれか一方が当該残余の費用のより多くの部分又は全てを負担するよう指示することができる。

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国との間の紛争であつて、当該他方の締約国との投資家又は当該一方の締約国との間の投資紛争の	1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国との間の紛争であつて、当該他方の締約国との投資家又は当該一方の締約国との間の投資紛争の
2 7(b)の規定に従うことの条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」という。)が、当該投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「紛争締約国」という。)の区域内において行政的又は司法的解決を求める	2 7(b)の規定に従うことの条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」という。)が、当該投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「紛争締約国」という。)の区域内において行政的又は司法的解決を求める
3 紛争投資家は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国(以下この条において「紛争当事者」という。)との間の友好的な協議により解決する。	3 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行つた日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従つことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。
4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行つた日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従つことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託する	4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行つた日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、7(a)の規定に従つことを条件として、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託する
5 一方の締約国が任命した仲裁委員が2に規定する	5 一方の締約国が任命した仲裁委員が2に規定する

- (f) 第十条及び第十二条の規定に従つて行われる支払
- (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に關連する活動に從事する当該一方の締約国外から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
- (d) 第十条及び第十二条の規定に従つて行われる支払

平成二十八年五月十一日 参議院会議録第二十五号 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一四

5(a) 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定するものに付託することに同意する。ただし、第五条3の規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争を除く。

(b) 第五条3の規定に基づく紛争締約国の義務に関する投資紛争については、紛争締約国は、仲裁への付託に必要な同意を事案ごとに与えることができる。

6 5の規定にかかわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができる。

7 (a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する仲裁のいずれかに解決のため付託された場合には、当該投資紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設立される拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

8 4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。

9 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送

付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。)

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

10 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対して意見を提出することができる。

11 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b) 違反があつた場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子
(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができるることを定めるものとする。

12 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失すことなく公に利用可能なものにすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報
(b) いづれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

13 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニユーヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下この条において「二ヨーヨーケン条約」という。)の当事国において行う。

14 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(I.C.SID条約及びニューヨーケン条約を含む。)にヨーク条約」という。)の当事国において行う。

15 仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

16 第十六条 安全保障のための例外

1 この協定(第十二条の規定を除く。)の他の規定にかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(iii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

17 第十七条 一時的なセーフガード措置

1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は

維持することができる。

(a) 國際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合

(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政

策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合

2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 國際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

18 第十八条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこ

の協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国に要請があつた場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するため、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自方が締結しているものにより第三国への投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自他の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十条 税税

1 この協定のいかなる規定も、3及び4に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条

約が優先する。

3 第十条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十五条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

第二十一条 協議

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対して、投資に関連する事項(この協定の実施及び運用を含む)について討議するために協議を行うことを提案することができる。当該他方の締約国は、その提案に対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該協議のための適当な機会を与える。

第二十二条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自他の締約国の投資家又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十四条 見直し

両締約国は、両締約国間の投資を更に促進することを目的として、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、この協定の見直しを行う。

第二十五条 見出し

この協定中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 最終規定

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されしており、かつ、次のいづれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国企業が当該他方の締約国区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対する書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができ

る。

4 この協定の終了の日前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年六月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
中山泰秀

オマーン国のために
ハーリド・アル・ムスラヒ

効力を有する。

2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国区域において当該他方の締約国関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

3 この協定は、一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

4 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国区域において当該他方の締約国関係法令に従つて取得されたものについても適用する。

平成二十八年五月十一日 参議院会議録第二十五号 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

審査報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月十日

外交防衛委員長 佐藤 正久
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とイラン・イスラム共和国との間で、投資財産設立後の内国民待遇及び最惠国待遇の原則供与並びに輸出の制限等の特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、公正平等待遇義務、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等を定めるものである。この協定の締結は、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月二十一日

衆議院議長 大島 理森

(a) 企業及び企業の支店

(b) 企業及び企業の支店

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

の締約国の領域において現実の経済活動を行つてゐるもの
3 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

株式、出資その他の形態の企業の持分
債券、社債、貸付金その他の債務証書

(c) 先物、オプションその他の派生商品
(d) 契約(元成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利
(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
(f) 知的財産権、著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)
(g) 法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

4 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

5 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

6 「領域」とは、いずれか一方の締約国の主権下にある区域(領海を含む。)並びに当該一方の締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的經濟水域及び大陸棚をいう。

4 第二条 投資の促進

1 いずれの一方の締約国も、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域において投資を行うよう奨励する。

2 いずれの一方の締約国も、自国の法令に従い、自國の領域において他方の締約国の投資家による投資を誘引するための良好な条件を作り出す。

3 「投資活動」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料及び手数料をもいう。投資される資産の形態の変更是、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

4 「投資財産」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、資本利得、配当、使用料及び手数料をもいう。投資される資産の形態の変更是、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

5 「投資家」とは、次の一方の締約国の外国人による所有及び支配に関するものを含む。に従つて権限を行使する自國の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

6 「投資の許可」とは、次のとおりとする。

1 いすれの一方の締約国も、自國の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自國の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

2 この協定は、投資を受け入れる締約国の法令により投資の認可を得ることが求められる場合には、当該締約国の権限のある当局の認可を得た投資について適用する。イラン・イスラム共

官 報 (号 外)

和国の権限のある当局は、イラン投資・経済技術援助機構又はこれを承継する他の当局である。

第四条 投資の保護

一方の締約国は、自國の領域において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与える待遇又は第三国との待遇を同一の待遇とする。

2 一方の締約国は、自由貿易地域、関税同盟、共同市場若しくはこれらに類する地域的な機関を設立する協定又は二重課税の回避のための条約により、第三国投資家に對して特別の利益又は権利を与えた場合又は将来与えることとなる場合には、他方の締約国に對し、そのような利益又は権利を与える義務を負うものではない。

3 1の規定は、いかが一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従つて与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

第五条 一般的待遇

一方の締約国の投資家の投資財産は、他方の締約国の領域において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに十分な保護及び保障を享受する。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

第六条 義務の遵守

いづれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の投資財産に關して義務を負つてゐる場合に

は、当該義務を遵守する。

第七条 特定措置の履行要求

一方の締約国は、自國の領域において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家による投資に対する要求又は輸出の制限に係る差別的でない措置を課してはならない。

第八条 収用及び補償

1 いづれの一方の締約国の投資家の投資財産も、他方の締約国による収用、国有化又はこれららと同等の他の措置(以下「収用」という。)の対象としてはならない。ただし、収用が、公共の目的のために正当な法の手続に従つて、差別的でない態様で並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴つて行われる場合には、この限りでない。

第九条 損失又は損害

1 いづれか一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国の領域における武力紛争、革命、暴動、国内争乱又はこれらに類する他の緊急事態により自己の投資財産について損失又は損害を被るものは、原状回復、損害賠償、補償その他

の資金の移転には、特に次のものを含める。

(a) 初期の資金及び投資財産を維持し、又は増

(b) 利益、資本利得、配当、使用料、手数料そ

(c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの

(d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入

(e) 当該一方の締約国の領域内にある投資財産に関連する活動に從事する当該一方の締約国

によって得られる収入

(f) 前三条の規定に従つて行われる支払

(g) 紛争の結果として生ずる支払

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、保険契約又は保証契約に基づいて支払が行われることによつて投資家を代位する場合には、

(a) その代位は、他方の締約国によつて承認さ

については、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関は、当該投資家が行使することができたであ

るう当該投資家の投資財産に関する権利を行

使することができるものとする。

第十一条 資金の移転

1 一方の締約国は、自國の領域に向けた又は自

己の投資財産の評価及び補償の支払を含む自己

の事案に關し、この条に定める原則に従つて速

やかな審査を受ける権利を有する。

2 この条の規定の適用上、「支払の遅滞に関連する金錢的な費用」とは、国際的な銀行業務上の慣行に従い、支払の遅滞によつて生ずる追加の金額をいう。

3 支払の額は、収用が行われた時、公表された価格に相当するものでなければならない。

4 支払の額は、補償の額と並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴つて行われる場合には、この限りでない。

5 支払の額は、補償の額と並びに実効的、迅速及び適当な補償の支払を伴つて行われる場合には、この限りでない。

なければならない。

- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
(b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引
(c) 刑事犯罪

(d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存
(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十二条 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて企業であるものが次のいずれかに該当することを立証する場合には、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国と外交関係を有していない第三国の投資家によって所有され、又は支配されていること。

(b) 第三国又は当該一方の締約国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行つていないこと。

第十三条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自國の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

- (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためによる措置

2 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にによる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

- 議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適當な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

- し、又はもたらすおそれがある例外的な場合に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。

(b) 國際通貨基金協定に適合するものであること。

(c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要的損害を与えることを避けるものであること。

第十七条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかるらず、締約国は、金融システムの安定性を確保し、及び維持するため、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十八条 一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の紛争の解決

1 この協定に基づく義務の違反の結果として一方の締約国の投資家と他方の締約国との間に紛争が生ずる場合には、当該紛争は、当該一方の締約国の投資家により当該他方の締約国に対し

て書面で通知されるものとし、当該一方の締約国の投資家及び当該他方の締約国は、当該紛争を友好的に解決するよう努める。

2 1に規定する紛争は、一方の締約国の投資家により他方の締約国に対して書面で通知された日から六箇月の期間内に解決されない場合には、当該一方の締約国の投資家の書面による要請及び選択により、次のいずれかの裁判所又は仲裁廷に解決のために付託される。

(a) その領域において当該紛争の対象となる投資が行われた当該他方の締約国の権限のある裁判所

(b) 特別の仲裁廷。ただし、当該紛争の両当事者が別段の合意をする場合を除くほか、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置される仲裁廷とする。

(c) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ICSID条約」という。）に基づいて設置される仲裁廷。ただし、両締約国が ICSID条約の当事国である場合に限る。

当該紛争は、(a)に規定する権限のある裁判所には、当該六箇月の期間が経過する前であつても付託することができます。

3 投資を受け入れた締約国は、その裁判が係属している限り、当該紛争の両当事者の合意なしに、仲裁に付託することができない。当該紛争は、確定判決が下された後は、仲裁に付託することができない。

4 2(b)に規定する特別の仲裁廷は、次の規定に従つて設置される。

(a) 1に規定する紛争の各当事者は、それぞれ一人の仲裁人を任命するものとし、このよう

にして任命された二人の仲裁人は、合意によつて第三の仲裁人を任命する。当該第三の仲裁人は、第三國の國民でなければならず、仲裁廷の長として指名される。全ての仲裁人は、2に規定する仲裁の要請の受領から三箇月以内に任命されなければならない。

(b) (a)に規定するいずれの当事者も、仲裁人にについての必要な任命が(a)に定める期間内に行われなかつた場合には、別段の合意がある場合を除くほか、ハーヴの常設仲裁裁判所事務総長に対し、当該必要な任命を行うよう要請することができる。

5 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争の両当事者を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定及び適用可能な国際法の原則に従つて下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6 各締約国は、この条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。

第十九条 両締約国間の紛争の解決

1 この協定の解釈又は適用に関連して両締約国間に生ずる全ての紛争は、可能な限り、まず協議により友好的に解決する。意見の相違がある場合には、一方の締約国は、他方の締約国に通知した上で、二人の仲裁人であつて両締約国が任命するもの及び仲裁廷の長の三人から成る仲裁廷にその事案を付託することができる。

2 各締約国は、1に規定する紛争が仲裁廷に付託される場合には、その通知の受領から六十日以内にそれぞれ一人の仲裁人を任命するものとし、両締約国によって任命される仲裁人は、いざれか選い方の任命の日から六十日以内に当該仲裁廷の長を任命する。それぞれの期間において、いざれかの締約国が自國の仲裁人を任命し

3 常設仲裁裁判所事務総長が仲裁廷の長の任命を行つ場合において、同事務総長が、この任務を遂行することができないときは、又はいざれか一方の締約国が常設仲裁裁判所事務次長が、当該任務を行つものとし、同事務次長が、当該任務を遂行することができないとき、又はいざれか一方の締約国が国民であるときは、いざれの締約国が国民でもない常設仲裁裁判所の上席の構成員が当該任命を行う。

4 両締約国が合意する他の規定に従つことを条件として、仲裁廷は、その手続及び仲裁地を定める。

5 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。仲裁廷の裁定は、この協定及び適用可能な国際法の原則に従つて下される。仲裁廷は、投票の過半数による議決で裁定を下す。

6 各締約国は、自國が選定した仲裁人に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁廷の長がその職務を遂行するための費用及び仲裁廷の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十一条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。

2 この協定は、1に規定する通告のうちいざれか選い方の受領の日の後三十日目の日に効力を生じ、十年の期間効力を有する。この協定は、最初の十年の期間の後、一方の締約国が他方の締約国に対して書面によりこの協定の終了の通告を行わない限り、引き続き効力を有する。終了の通告が行われる場合には、この協定は、当該通告の受領の後六箇月で終了したものとする。

(a) この協定の範囲内の投資に関連する事項について適當な勧告を行うことができる。

(b) 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に對して適當な勧告を行うことができる。

2 委員会は、両締約国が代表者から成る。委員会は、両締約国の代表者により、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

3 委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

4 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。

5 委員会は、いざれかの締約国の要請があつた場合には会合する。

6 委員会は、いざれかの締約国の要請があつた場合には会合する。

第二十条 投資に関する合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のこととを任務とする投資に關する合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する資金に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な設備の輸出等に係る資金の貸付けを外国の法人等に対して行う場合において、当該銀行等に対して当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

二 國際金融秩序の混亂により我が国の法人等の輸出が著しく困難となった場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となつた旨を財務大臣が定めたとき。

第十二条第五項中「を貸し付けるもの」を「の貸付け」に、「貸し付ける場合」を「貸付けを行う場合」に改め、同条第六項第二号中「を貸し付ける」を「の貸付けを行う」に改め、同号に次のように加える。

ハ 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け(海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る)の次に次の一号を加える。

三 我が国の法人等が海外において我が国で生産された設備を貸貸する事業を行なう場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行うとき(我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する國の施策の推進を図るために特に必要があると認められる場合として政令で定める場合に限る)。

第十二条第十項中「第六号」を「第七号」に改め、

同項に次の一号を加える。

七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権(いずれも償還期限が一年を超えるものに限る)を取得する場合

第十二条第十一項ただし書中「認められる場合又は」の下に「第一項第一号若しくは」を加える。

第十三条第一項を次のように改める。

第十二条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合

二 当該貸付け(第十二条第一号及び第五号の規定による資金の貸付けを除く)、当該譲受け(同条第一号の規定による貸付債権の譲受けを除く)、当該取得(同号の規定による公社債等の取得を除く)、当該債務の保証等(同号の規定による債務の保証等を除く)又は

三 前二号に掲げる業務に係る第十二条第八号に掲げる業務

四 前二号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く)に係る第十二条第九号に掲げる業務

五 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行なうに当たつて従うべき基準

二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 特別業務に係る一般の金融機関が行なう金融の補完に関する事項

四 特別業務の実施状況について評価及び監視

が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)

第十三条第二項中「会社の」を第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定におけるに改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

(特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たつて従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 前条第一項第一号に掲げる場合に行なう第十二条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に係る第十二条第七号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に係る第十二条第八号に掲げる業務

四 前二号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く)に係る第十二条第九号に掲げる業務

五 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行なうに当たつて従うべき基準

二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 特別業務に係る一般の金融機関が行なう金融の補完に関する事項

四 特別業務の実施状況について評価及び監視

を行うための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特別業務の適確な実施を確保するため必要な事項

(特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特別業務基本方針が会社による特別業務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第十六条第二項中「利息」の下に「(利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)」を、「借入金」の下に「(借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十三条第一項及び第三項において同じ。)」を加える。

第十六条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第十六条の二 会社は、次に掲げる業務ことに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 特別業務以外の業務(第三十三条において「一般業務」という。)

二 特別業務

(区分経理に係る会社法の準用等)

第四百三十二条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条の規定により会社が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第四百四十六条中「株式会社」とあるのは「株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する」と、「合計額から第五号から第七号までに掲げる額」とあるのは「あつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるもの」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二十六条の二」の規定により設けられた勘定に属する準備金と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、「の準備金」とあるのは「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二」の規定により設けられた勘定に属する準備金と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、会社が同条の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの会社の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限る。)及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

4 第一項の準備金は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第三十三条第一項中「資金の借入れ」の下に「(借入れと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。以下この条、第三十五条第一項及び第四十六条第五号において同じ。)」を、「短期借入金」の下に「(短期借入金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第六項において同じ。)」若しくは外国通貨長期借入金(外国通貨による借入金であつて、弁済期限が一年を超えるものをいう。以下この条及び第三十五条第一項において同じ。)」を加え、同条第二項中「短期借入金」の下に「(外国通貨によるものを除く。)」を加え、同項ただし書中「を借り換える」を「について借り換え(借換えと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項及び第七項において同じ。)」を行ふ」に改め、同条第三項中「借り換えた」を「借り換えた」に改め、同条第四項中「発行」の下に「及び外国通貨長期借入金の借り入れ」を加え、同条第五項中「発行した」を「発行し、又は外国通貨長期借入金の借り入れをした」に改め、同条第六項に「第一項に規定する」の下に「借り入れのうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには借入れを行う」を、「短期借入金」の下に「外国通貨長期借入金」を、「社債」の下に「のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには借入れを行う」を、「会社の」の下に「一般業務に係る業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

係る基準額に、「限度額」を「一般業務に係る限度額」に改め、同条第七項中「規定する社債」の下に「のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債」を加え、「限度額」を「一般業務に係る限度額」に改め、同条第八項中「第十二条第一号」を「一般業務のうち、第十二条第一号」に、「基準額」を「一般業務に係る基準額」に、「限度額」を「一般業務に係る限度額」に改め、同条に次の二項を加える。

9 前三項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」と、前項中「から第六号まで」とあるのは「第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。

10 会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

第三十五条第一項中「除く。」の下に「又は外国通貨長期借入金の借入れに係る債務」を加える。

第四十六条中第六号を削り、第五号を第六号とし、同条第四号中「第三十三条第六項」及び「同条第八項」の下に「(同条第九項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十三条の三第二項又は第三二八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したと

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
た

だし、第四条に一項を加える改正規定、第十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の次に二条を加える改正規定、

第二十七条第一項及び第三十一条の改正規定、第三十三条第六項の改正規定(「短期借入金」の下に「外国通貨長期借入金を加える部分を除

く)、同条第七項及び第八項の改正規定、同条に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定

第六十五回 第二十二条第一項の表第三十三条規定は、平成二十九年三月三十一日までの間に改正規定及び附則第五条(駐留軍等の再編)の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第二十二条第一項の表第三十三条第一項の項の改正規定を除く。)及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日から施行する。

(貸付金及び利率の定義に関する経過措置)

において「施行日」という)から前条ただし

校正會社印之正

第四条 株式会社

年法律第五十七号)附則第十二条第一項の規定

により同法附則第十八条第一項の規定による解

散前の国際協力銀行から政府に無償譲渡された

株式会社日本政策金融公庫(以下この条において

て「公庫」という。)の株式及び政府が株式会社国

際協力銀行法附則第四十六条の規定による改正

前の株式会社日本政策金融公庫法(以下この項

において「旧公庫法」という。) 第四条第一項の規

定による出資(同条第三項の規定により当該出

資により増加する資本金又は準備金が旧公庫法第四二一条第六号に掲げる業務に係る勘定に終

第四十一条第六号は掲げる業務に係る勘定に整
理せらるべきものと限る。」こなつて政得ノニ公庫の

株式は、施行田ゾ、公庫ニ無償譲渡されるもの

と/or が得られる。公頃の無償譲渡は承認の

卷之三

平成二十八年五月十日
參議院議録第一十五号
株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

第二十二条第一項の表第三十八条第一項の項

要領書

中「第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定」を「第十八条の二に規定する駐留軍再編促進金融勘定」に、同表第四十六条第六号の項中「第

四十六条第六号」を「第四十六条第四号」に改める。

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

（特別業務の在り方の検討）
か この法律の施行に關し必要な経過措置は
政令で定める。

一、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。

特定国立研究開発法人による研究開発等の促

進に關する特別措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
シテ。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十八年四月二十六日

參議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 大島 理森

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月十日

參議院議長　内閣委員長　神本美恵子
山崎　正昭殿

第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展その他の

経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化するとともに、国民が豊かで安心して暮らすことができる社会を実現するためには我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要であることに鑑み、特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するため、政府による基本方針の策定、中長期目標等に関する特例その他の特別の措置等について定めることにより、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図り、もつて国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

一 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する政府が講すべき措置に関する基本的な事項

三 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する必要な事項

3 内閣総理大臣は、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(特定国立研究開発法人の長の解任に関する特例)

第四条 特定国立研究開発法人の主務大臣(通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。次条において同じ。)は、通則法第二十三条第二項及び第三項に規定する場合のほか、特定国立研究開発法人の長(以下この条において「法人の長」という。)の職務の執行が適当でないため当該特定国立研究開発法人による世界最高水準の研究開発の成果の創出が見込まれない場合であつて、その法人の長に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その法人の長を解任することができます。

(中長期目標等に関する特例)

第五条 特定国立研究開発法人の主務大臣（以下単に「主務大臣」という。）は、通則法第三十五条

際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。

その他の処遇については、研究者等が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘定該職員

○するともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮

第七条 主務大臣は、科学技術に関する革新的な知見が発見された場合その他の科学技術に関する

る内外の情勢に著しい変化が生じた場合において、世界最高水準の研究開発の成果の創出並びにその普及及び活用の促進を図るため、当該知

見に関する研究開発その他の対応を迅速に行う
ことが必要であると認めるときは、特定国立研

究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

本規定による求められたときは、その求めに
の規定による求めがあつたときは、その求めに
応じなければならない。

(特定国立研究開発法人による研究開発等の特性への配慮)

第八条 政府は、通則法第三十五条の七の規定による中長期目標の期間の終了時の検討その他通則法及び個別法(通則法第一条第一項に規定す

る個別法をいう。)の運用に当たつては、その研究開発が国際的な競争の下で行われていること

その他の特定国立研究開発法人による研究開発等の特性に常に配慮しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為等)

第二条 第三条第一項の規定による基本方針の策定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項から同条第四項までの規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により策定された基本方針は、この法律の施行の日において、第三条第一項の規定により策定された基本方針とみなす。

第三条 別表に掲げる国立研究開発法人の通則法第三十五条の四第一項の規定による中長期目標の変更(基本方針に適合するために必要なもの及び第五条第二項の規定により読み替えて適用する通則法第三十五条の四第二項第三号に掲げる事項に係るものに限る)については、主務大臣は、この法律の施行前においても、総合科学技術・イノベーション会議及び独立行政法人評価制度委員会の意見を聽くことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により意見を聽こうとするときは、通則法第三十五条の四第四項に規定する研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、同項に規定する研究開発に関する審議会の意見を聽かなければならぬ。よつて要領書を添えて報告する。(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、特定国立研究開発法人の範囲を含め、特定開発法人に関する制度の在り方にについて検討を加え、その結果に基づいて○必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号の二の次に次の一号を加える。
七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(平成二十八年法律第号)第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

別表(第二条関係)

一 国立研究開発法人物質・材料研究機構
二 国立研究開発法人理化学研究所
三 国立研究開発法人産業技術総合研究所

審査報告書

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十八年五月十日

参議院議長 山崎 正昭殿 経済産業委員長 小見山幸治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力発電における使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施していくため、使用済燃料の再処理等を行う認可法人制度を創設するとともに、認可法人が事業を実施するために必要な資金を、使用済燃料の処分の方法として再処理を選択した実用発電用原子炉設置者が発電時に認可法人に拠出金として納付する制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十八年度特別会計予算(エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定)に使用済燃料再処理等機構(仮称)運営体制調査委託費として二千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるよう柔軟性を確保すること。そのため、将来において状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、国として責任を持つて、本法について見直しを検討し、必要な措置を講ずること。

四 再処理等事業が及ぼす影響は、地域振興から国際安全保障に至るまで幅広いため、その推進に際しては、事業を総合的・大局的な観点から評価する仕組みを構築すること。

五 使用済燃料の貯蔵能力の強化や高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定を巡る課題の解決に向け、国の責任と役割をより一層明確にしながら的確に対応すること。

また、使用済燃料の安全な貯蔵は、短期的のみならず、中長期的にも必要なものであり、国が積極的かつ責任ある関与の下、乾式貯蔵施設

官報(号外)

等による中間貯蔵能力の拡大を進めるものとする。

六 安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めいくためには、これまで蓄積されたきた再処理等に係る人材・技術等を散逸されることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再処理事業者に対する認可法人による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理はもとより、民間企業の自主性に配慮し活力發揮を損なうことのないよう留意すること。

七 使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理等事業が、再処理事業者等の主体性を尊重しつつ、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携して進められるよう留意すること。

八 電力システム改革以降の競争の進展や原発依存度の低減など新たな環境下においても、原子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規制基準への対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対応が可能となるよう、事業環境の整備について、更に検討を行なう、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、これまでの附帯決議等を踏まえ、国と事業者の責任分担や発災事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検討を行い必要な措置を講ずること。

九 使用済燃料の再処理等に要する費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討

らかにするとともに、適時その検証を行なうこと。

六 安全確保を大前提に、再処理等事業を適切かつ効率的に進めいくためには、これまで蓄積されたきた再処理等に係る人材・技術等を散逸されることなく最大限に活用することが不可欠であることを踏まえ、再処理等の現業を担う再

処理事業者に対する認可法人による管理・監督等に当たっては、適切な安全管理はもとより、民間企業の自主性に配慮し活力發揮を損なうことのないよう留意すること。

七 使用済燃料の再処理等を進めるに当たっては、青森県、六ヶ所村など立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、今後とも再処理等事業が、再処理事業者等の主体性を尊重しつつ、これら立地自治体等関係者との信頼関係の下で、円滑かつ連携して進められるよう留意すること。

八 電力システム改革以降の競争の進展や原発依存度の低減など新たな環境下においても、原子力事業者が、必要な人材・技術を維持しながら、今後国内において増加する廃炉の安全かつ確実な実施や新規制基準への対応、使用済燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対応が可能となるよう、事業環境の整備について、更に検討を行なう、必要な措置を講ずること。

特に、原子力損害賠償制度について、これまでの附帯決議等を踏まえ、国と事業者の責任分担や発災事業者とその他の原子力事業者との間の負担の在り方等を含め、速やかに検討を行い必要な措置を講ずること。

九 使用済燃料の再処理等に要する費用については、再処理等の適正な実施が図られるよう検討

し、その積算に係る具体的な考え方と根拠を明確にするとともに、適時その検証を行なうこと。

なお、原子力事業者における事業環境の変化等の個別事情も十分踏まえて、納付方法の変更等に可能な限り柔軟に対応すること。

また、認可法人の事業計画書や業務方法書の記載については、使用済燃料の再処理等の実施及び拠出金の収納等の業務に関する事項のほか、財務に関する事項、安全対策に関する事項及び立地自治体との協力に関する事項を含むこと。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十八年四月二十一日

第三章 特定実用発電用原子炉設置者の責任

第二章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第一章 総則(第一条～第三条)

第二節 再処理等の実施(第九条～第十四条)

第三節 設立(第十五条～第十九条)

第四節 運営委員会(第二十条～第二十八条)

第五節 役員等(第二十九条～第四十条)

第六節 業務(第四十一条～第四十六条)

第七節 財務及び会計(第四十七条～第五十

二条)

第八節 雜則(第五十六条～第五十八条)

第四章 雜則(第五十九条～第六十一条)

第五章 罰則(第六十二条～第六十八条)

附則

第一章 総則

第一条中「原子力発電における」を「発電に

いたための積立金の積立て及び管理に関する法律

の一部を改正する法律案

原子力発電における使用済燃料の再処理等の

ための積立金の積立て及び管理に関する法律

の一部を改正する法律

原子力発電における使用済燃料の再処理等の

ための積立金の積立て及び管理に関する法律

の一部を改正する法律(平成

十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

第一章 総則(第一條～第三条)

第二章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第三章 特定実用発電用原子炉設置者の責任

第四章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第五章 罰則(第六十二条～第六十八条)

第六章 附則

第一章 総則

第二章 拠出金の納付

第三章 特定実用発電用原子炉設置者の責任

第四章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第五章 罰則(第六十二条～第六十八条)

第六章 附則

第一章 総則

第二章 拠出金の納付

第三章 特定実用発電用原子炉設置者の責任

第四章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第五章 罰則(第六十二条～第六十八条)

第六章 附則

第一章 総則

第二章 拠出金の納付

第三章 特定実用発電用原子炉設置者の責任

第四章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第五章 罰則(第六十二条～第六十八条)

第六章 附則

第一章 総則

第二章 拠出金の納付

第三章 特定実用発電用原子炉設置者の責任

第四章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第五章 罰則(第六十二条～第六十八条)

第六章 附則

号口中「再処理」の下に「及び再処理関連加工」を加え、同項第三号中「再処理施設」を「再処理等施設」に改め、「規定する再処理施設」の下に「及び再処理関連加工に該当するものを行う旨を記載する」とする。

原子炉等規制法第十三条第二項第二号に規定する加工施設(同項第三号に規定する加工の方法として再処理関連加工に該当するものを行う旨を記載して同条第一項の許可を受けたものに限る。)を加え、同項第四号中「再処理施設」を「再処理等施設」に改める。

第三条を次のように改める。

(特定実用発電用原子炉設置者の責任)

第三条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 拠出金の納付及び再処理等の実施

第三章 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等の責任を負う。

第四条から第八条までを次のように改める。

(拠出金)

第四条 特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等業務 第四十一条各号に掲げる使用済燃料再処理機構(以下この章において「機構」という。)の業務をいう。以下同じ。に必要な費用に充てるため、各年度毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。第七条第一項において同じ。」の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、拠出金単価(機構ごとに、使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)に特定実用発電用原子炉設置者

平成二十八年五月十一日 参議院会議録第二十五号 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案

二一八

の特定実用発電用原子炉の前年度の運転に伴つて生じた使用済燃料の量を乗じて得た額とする。

3 前項の拠出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために機構ごとに經濟産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

4 機構は、拠出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、經濟産業大臣の認可を受ければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、經濟産業省令で定めるところにより、当該認可に係る拠出金単価を特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。

6 経済産業大臣は、機構の業務の実施の状況その他事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、拠出金単価の変更をすべきことを命ずることができる。

(機構の名称等の届出)

第五条 特定実用発電用原子炉設置者は、その特定実用発電用原子炉設置者となつた日から十五日以内に、經濟産業省令で定めるところによればならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

(変更)

第六条 特定実用発電用原子炉設置者は、拠出金を納付する機構を変更しようとするときは、經濟産業大臣の承認を受けなければならない。(拠出金の納付等)

2 前項の承認を受けようとする特定実用発電用原子炉設置者は、その機構を変更しようとする日の属する年度の前年度の一月一日までに、その旨、変更しようとする理由その他經濟産業省令で定める事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、その変更が拠出金を納付する機構として現に届け出ている機構の認可実施計画(第四十五条第一項前段の規定による認可を受けた使用済燃料再処理等実施中期計画)をい、同項後段の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第九条において同じ。)に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により拠出金を納付する機構となる機構の認可実施計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 経済産業大臣は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした特定実用発電用原子炉設置者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その変更しようとする日の属する年度の前年度の二月一日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものみなす。

6 経済産業大臣は、第一項の申請につき承認の

処分をしたとき(前項の規定により承認があつたものとみなされるときを含む。)は、その旨をその変更に係る機構に通知するものとする。

(拠出金の納付等)

第七条 特定実用発電用原子炉設置者は、各年度の六月三十日(その年度に特定実用発電用原子炉設置者となつた者にあっては、そのなつた日の属する年度の六月三十日)までに、その旨、変更しようとする理由その他經濟産業省令で定める事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第四条第二項の使用済燃料の量、拠出金を、第四条第二項の使用済燃料の量、拠出金の額その他經濟産業省令で定める事項を記載した申告書に添えて、第五条第一項の規定により届け出た機構(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。以下この章において同じ。)に納付しなければならない。

3 前項の申告書には、第四条第二項の使用済燃料の量を証する書類として經濟産業省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の申告書には、第四条第二項の使用済燃料の量若しくは拠出金の額の記載の誤りがあると認められたときは、拠出金の額を決定し、これを特定実用発電用原子炉設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した拠出金の全額を、納付した拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

金の額が、第三項の規定により機構が決定した拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の拠出金及び次条第一項の延滞金があるときはこれに充当してなお残余があれば還付し、未納の拠出金がないときはこれを還付しなければならない。

6 機構は、拠出金を第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第九条において同じ。)までに納付しない特定実用発電用原子炉設置者があるときは、遅滞なく、その旨を經濟産業大臣に報告しなければならない。

7 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。8 拠出金の延滞金の納付に關して必要な事項は、政令で定める。

(延滞金)

第八条 特定実用発電用原子炉設置者は、拠出金を前条第一項の納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の拠出金の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 第八条の次に次の節名を付する。

第二節 再処理等の実施

第九条 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が拠出金拠出金が第七条第一項の納期限までに納付されないときは、拠出金及び延滞金。以下この条において同じ。)を納付したときは、認可実施計画に従い、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。

第九条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 使用済燃料再処理機構

第一節 総則

第十条から第十四条までを次のように改める。

(目的)

第十一条 使用済燃料再処理機構(以下「機構」とい

う。)は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

(法人格)

第十二条 機構は、法人とする。

(名称)

第十三条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三項(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用)第十四条 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十一条)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第十四条の次に次の節名を付する。

第二節 設立

第十五条から第十八条までを次のように改め

る。

(発起人)

第十五条 機構を設立するには、使用済燃料の再処理等又は電気事業に關して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第十六条 発起人は、定款及び事業計画書を経理して提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 定款には、次の事項を記載しなければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 運営委員会に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

3 第一項の事業計画書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。

第十七条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による設立の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をし

なければならない。

1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内

容が法令の規定に適合するものであること。

2 定款及び事業計画書に虚偽の記載がないこと。

3 事業の運営が健全に行われ、発電に関する

原子力の適正な利用に寄与することが確実であると認められること。

(事務の引継ぎ)

第十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二十四条中、関して次の各号に掲げる規定を「関し、第六十三条に、「に対し当該各号に定められた罰金刑を、その人に対しても各本条の罰金刑」を「又は人に対しても、同条の刑」に改め、同条各号を削り、同条を第六十五条とする。

第二十三条中、資金管理法人を「機構」に改め、同号を第一号及び第二号を削り、同条第三号中「第十九条第二項」を第五十五条第一項に改め、同号を同号を同条第一号とし、同条第四号中「第十九条第二項」を「第五十五条第一項」とする。

第二十二条中「一年以下の懲役若しくは百万円」を「五十万円」に、「処し、又はこれを併科する」を「処する」に改め、同条第一号中「第四条又は第五条」を「第五条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

2 第四十六条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十八条の次に次の一条、六節及び章名を加える。

十九条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十九条 理事長となるべき者は、前条の規定によ

る事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 運営委員会

(設置)

第十二条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第二十一条 第四条第二項に規定するもののか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

1 定款の変更

下の徴収又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条第一項中「特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等に」を「特定実用発電用原子炉設置者に」に、「特定実用発電用原子炉設置者等及び再処理事業者等の事務所若しくは工場若しくは事業所を「特定実用発電用原子炉設置者の營業所、事務所その他の事業場」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十九条第三項及び第四項を削り、同条を第五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

2 第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(省令への委任)

第六十条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十九条の次に次の一条を加える。

2 第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(設立の登記)

第十九条 第四条第二項に規定するもののか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 運営委員会

(設置)

第十二条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第二十一条 第四条第二項に規定するもののか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 運営委員会

(設置)

第十二条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第二十一条 第四条第二項に規定するもののか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 運営委員会

(設置)

第十二条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第二十一条 第四条第二項に規定するもののか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 運営委員会

(設置)

第十二条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第二十一条 第四条第二項に規定するもののか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 運営委員会

(設置)

第十二条 機構に、運営委員会を置く。

(権限)

第二十一条 第四条第二項に規定するもののか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

二 業務方法書の作成又は変更	二 破産手続開始の決定を受けたとき。
三 使用済燃料再処理等実施中期計画(第四十 五条第一項に規定する使用済燃料再処理等実 施中期計画をいう。)の作成又は変更	二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
四 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変 更	三 心身の故障のため職務を執行することがで きないと認められるとき。
五 決算	四 職務上の義務違反があるとき。
六 その他運営委員会が特に必要と認める事項 (組織)	二 監事は、監査の結果に基づき、必要があると 認めるときは、運営委員会、理事長又は経済產 業大臣に意見を提出することができる。
第二十二条 運営委員会は、委員八人以内並びに 機構の理事長及び理事をもつて組織する。	第三十六条 運営委員会は、委員長又は第二十二 条第四項に規定する委員長の職務を代理する者 のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過 半数が出席しなければ、会議を開き、議決をす ることができる。
2 運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちか ら、委員の互選によつてこれを定める。	2 運営委員会の議事は、出席した委員並びに機 構の理事長及び理事の過半数をもつて決する。
3 委員長は、運営委員会の会務を總理する。	可否同数のときは、委員長が決する。
4 運営委員会は、あらかじめ、委員のうちか ら、委員長に事故がある場合に委員長の職務を 代理する者を定めておかなければならぬ。	2 理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受け て任命する。
(委員の任命)	3 監事は、機構の業務を監査する。
第二十三条 委員は、使用済燃料の再処理等、電 気事業、経済、金融、法律又は会計に関する専 門的な知識と経験を有する者のうちから、機構 の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命す る。	第三十七条 機構と理事長又は理事との利益が相 反する事項については、これらの者は、代表權 を有しない。この場合においては、監事が機構 を代表する。
(委員の任期)	第三十八条 機構と理事長は、機構の職員のうちから、 機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁 判外の行為を行ふ権限を有する代理人を選任す ることができる。
第二十四条 委員の任期は、二年とする。ただし、 し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任 期は、前任者の残任期間とする。	第三十九条 機構の職員は、理事長が任命する。 (役員等の秘密保持義務等)
2 委員は、再任されることができる。	第四十条 第二十七条及び第二十八条の規定は、 役員及び職員について準用する。
(委員の解任)	第五節 業務
第二十五条 機構の理事長は、委員が次の各号の いづれかに該当するに至つたときは、経済産業 大臣の認可を受けて、その委員を解任すること ができる。	一 使用済燃料の再処理等を行うこと。 二 捨出金を収納すること。 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行つ ること。
2 理事は、理事長の定めるところにより、機構 を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理 し、理事長に事故があるときはその職務を代理 し、前条第一号に掲げる業務(これに附帯する 業務を含む。)の一部を委託することができる。	(業務の委託)
(委員の解任)	第四十二条 機構は、経済産業大臣の認可を受け て、原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規 定する再処理事業者その他政令で定める者に対 し、前条第一号に掲げる業務(これに附帯する 業務を含む。)の一部を委託することができる。

(業務の運営)

第四十三条 機構は、第四十一条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれをを行うよう努めなければならない。

(業務方法書)
第四十四条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省の作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(使用済燃料再処理等実施中期計画)

第四十五条 機構は、業務開始の際、使用済燃料の再処理等の実施時期その他の経済産業省令で定める事項について使用済燃料の再処理等の実施に関する中期的な計画(次項及び第三項において「使用済燃料再処理等実施中期計画」といふ)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その計画の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(事業年度)

第四十七条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

(予算等の認可)

第六節 財務及び会計

第四十八条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十九条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び第三項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年

度の終了後三月以内に経済産業大臣に提出し

て、その承認を受けなければならない。

3 経済産業大臣は、使用済燃料再処理等実施中

期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなつ

たと認めるときは、機構に対してその使用済燃料再処理等実施中期計画を変更すべきことを命令しなければならない。

4 機構は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(報告又は資料の提出の請求)
第四十六条 機構は、その業務を行つため必要があるときは、特定実用発電用原子炉設置者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた特定実用発電用原子炉設置者は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。

3 (報告及び立入検査)
第五十条 機構の行う再処理等業務から生じた剩余金は、当該事業の経費に充てるため、翌年度に繰り越さなければならない。

(借入金)

第五十一条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

(定期借入金)

第五十二条 機構は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

(定期借入金の運用)

第五十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(定期借入金の変更)

第五十四条 機構は、定期借入金の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第五十五条 機構の解散については、別に法律で定める。

(業務困難の場合の措置)

第五十六条 定款の変更是、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第五十七条 機構の解散については、別に法律で定める。

(業務困難の場合の措置)

第五十八条 機構が経済事情の著しい変動、天災その他的事由により再処理等業務の全部又はその大部分を行うことができなくなつた場合における当該再処理等業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いの他の必要な措置については、別に法律で定める。

の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

(報告及び立入検査)
第五十九条 機構の行う再処理等業務から生じた剩余金は、当該事業の経費に充てるため、翌年度に繰り越さなければならない。

(監督命令)

第五十四条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対する監督命令を下す。

3 機構は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

(報告及び立入検査)

第五十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対する監督命令を下す。

(監督命令)

第五十六条 定款の変更是、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第五十七条 機構の解散については、別に法律で定める。

(業務困難の場合の措置)

第五十八条 機構が経済事情の著しい変動、天災その他的事由により再処理等業務の全部又はその大部分を行うことができなくなつた場合における当該再処理等業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いの他の必要な措置については、別に法律で定める。

省令で定める。

第七節 監督

第五十九条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対する監督命令を下す。

3 機構は、第一項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

(報告及び立入検査)
第五十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対する監督命令を下す。

(監督命令)

第五十六条 定款の変更是、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第五十七条 機構の解散については、別に法律で定める。

(業務困難の場合の措置)

第五十八条 機構が経済事情の著しい変動、天災その他的事由により再処理等業務の全部又はその大部分を行うことができなくなつた場合における当該再処理等業務の全部又は一部の引継ぎ、当該機構の権利及び義務の取扱いの他の必要な措置については、別に法律で定める。

2 前項の場合において、同項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、経済産業大臣が、政令で定めるところにより、当該再処理等業務の全部又は一部を行うものとする。

第四章 雜則

本則に次の三条を加える。

第六十六条 第十二条第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十一条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十四条の規定による命令に違反したとき。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第六項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附則第二条から第四条までを削り、附則第五条を附則第二条とし、附則第六条を削る。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

規定は、公表の日から施行する。ただし、附則第十条及び第十五条の規定は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)」の施行の日とする。

(拠出金に関する経過措置)

原子炉設置者(この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(以下「新法」という。)第二条第六項に規定する特定実用発電用原子炉設置者をいう。

第二条 この法律の施行の際現に特定実用発電用原子炉設置者(この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(以下「新法」という。)第二条第六項に規定する特定実用発電用原子炉設置者をいう。

第二条 この法律の施行前に締結した委託契約に基づき新法第一条第四項に規定する再処理等に相当するものを他人に委託して

規定期限内に特定実用発電用原子炉設置者をいう。

以下同じ。)である者がこの法律の施行前に締結した委託契約に基づき新法第一条第四項に規定する再処理等に相当するものを他人に委託して

規定期限内に特定実用発電用原子炉設置者をいう。

項の規定の適用については、同項中「その特定実用発電用原子炉設置者となつた日」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第号)」の施行の日とする。

第五条 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に使用済燃料再処理等積立金(旧法第三条第一項に規定する使用済燃料再処理等積立金をいう。以下同じ。)の積立てがある特定実用発電用原子炉設置者から新法第五条第一項の規定による届出があつたときは、旧資金管理法人(この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定による指定を受けている法人をいう。以下同じ。)に対し、当該届出があつた使用済燃料再処理機構(以下単に「機構」という。)に当該使用済燃料再処理等積立金に相当する金銭その他の資産を引き渡すべきことを指示しなければならない。

2 旧資金管理法人は、前項の規定による指示を受けたときは、その指定に従つて速やかに同項に規定する金銭その他の資産を引き渡さなければならない。

3 旧資金管理法人は、前項の規定による引渡しをしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第二項の規定による引渡しがあつたときは、遅滞なく、その旨を当該特定実用発電用原子炉設置者に通知しなければならない。

5 旧法第三条第三項、第六条、第九条、第十条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第四項及び第五項、第十一條から第十七条まで、第十九

条第二項から第四項まで並びに第二十三条の規定は、旧資金管理法人が第二項及び第三項の規定による行為に係る業務を行つて、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二項の規定による引渡しがあつたときは、当該引渡しがされた金銭その他の資産について、特定実用発電用原子炉設置者が旧資金管理法人から取戻しを受け、かつ、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、政令で定めるところにより、当該機構における次に掲げる使用済燃料に係る拠出金として納付したもののみなす。

7 旧資金管理法人は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに行われた使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関して、施行日以後においても、取り戻された使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額が確実に旧法第二条第四項に規定する再処理等に要する費用に支出されることを確認しなければならない。

8 旧法第十条第四項及び第五項、第十一條から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条第二項から第四項まで並びに第二十三条

の規定は、旧資金管理法人が前項の規定による行為に係る業務を行う間は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条 この法律の施行の際現に旧法附則第三条

第一項の規定による積立てを同条第三項の規定により分割して行つている特定実用発電用原子炉設置者であつて施行日の属する年度以降も分割して積立てをすべき金錢がなお存するものは、当該金錢を、各年度(新法第四条第一項に規定する各年度をいう。以下同じ。)の三月三十日までに、旧法附則第三条第三項の規定により、新法第五条第一項の規定により届け出た機構(新法第六条第一項の規定による変更の承認があったときは、その変更後の機構。以下同じ。)に対し、支払わなければならない。この場合において、当該支払がされた金錢は、当該特定実用発電用原子炉設置者から機構に対し、当該機構における当該旧使用済燃料に係る拠出金として納付したものとみなす。

2 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、前項前段の規定による支払について準用する。この場合において、新法第七条第六項中「第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合には、第四項の納期限。次第一項及び第九条において同じ。)」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)附則第六条第一項の納期限」と、新

法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項」と読み替えるものとする。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第三条第一項の規定による積立てがされていない旧使用済燃料附則第二条に規定する旧使用済燃料を除く。)がある特定実用発電用原子炉設置者は、経済産業大臣が定める日までに、当該旧使用済燃料の量及びその再処理等に要する費用その他の事項を基礎として当該特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が定める額の金錢を、当該支払がされた金錢は、当該特定実用発電用原子炉設置者から当該機構に対し、当該機構における当該旧使用済燃料に係る拠出金として納付したものとみなす。

法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

第八条 機構は、附則第五条第二項の規定による引渡しがあつたとき、又は特定実用発電用原子炉設置者が附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金錢(当該金錢が同項の納期限までに納付されないとときは、当該金錢及び延滞金。次条第二項において同じ。)若しくは前条第一項前段の規定による同項前段に規定する金錢(当該金錢が同項の納期限までに納付されないとときは、当該金錢及び延滞金。次条第二項において同じ。)の支払をしたときは、当該金錢及び延滞金の支払をしたときは、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の再処理閾連加工等を行わなければならない。

2 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が前項前段の規定により同項前段に規定する金錢(当該金錢が前項の納期限までに納付されないとときは、当該金錢及び延滞金の支払をしたときは、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料に係る附則第五条第二項の規定による引渡し又は附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金錢若しくは附則第七条第一項前段の規定による同項前段に規定する金錢の支払をしていないときは、この限りでない。

第九条 この法律の施行の際現に附則第二条に規定するもの以外の旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者は、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の量及びその再処理閾連加工等新法第二条第四項に規定する再処理等であつて旧法第二条第四項に規定する再処理等に該当するもの以外のものをいう。次項において同じ。)に要する費用その他の事項を基礎として当該特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が定める額の金錢を、施行日の属する年度から最終年度(施行日の属する年度から十五年目の年度をいう。)までの各年度に均等に分割して、各年度の三月三十日(施行日の属する年度にあつては、経済産業大臣が定める日)までに、新法第五条第

2 前項前段の規定による支払の分納その他同項前段の規定による支払に関する必要な事項は、政令で定める。

3 新法第七条第六項から第八項まで及び第八条の規定は、第一項前段の規定による支払について準用する。この場合において、新法第七条第六項中「第一項の納期限(第三項の規定による通知があつた場合には、第四項の納期限。次第一項及び第九条において同じ。)」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)附則第六条第一項の納期限」とある。

法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

第十条 機構は、附則第五条第二項の規定による引渡しがあつたとき、又は特定実用発電用原子炉設置者が前項前段に規定する金錢(当該金錢が前項の納期限までに納付されないとときは、当該金錢及び延滞金の支払をしたときは、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の再処理閾連加工等を行わなければならない。

2 機構は、特定実用発電用原子炉設置者が前項前段の規定により同項前段に規定する金錢(当該金錢が前項の納期限までに納付されないとときは、当該金錢及び延滞金の支払をしたときは、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料に係る附則第五条第二項の規定による引渡し又は附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金錢若しくは附則第七条第一項前段の規定による同項前段に規定する金錢の支払をしていないときは、この限りでない。

第十一条 この法律の施行の際現に附則第二条に規定するもの以外の旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者は、当該旧使用済燃料及び旧法附則使用済燃料の量及びその再処理閾連加工等新法第二条第四項に規定する再処理等であつて旧法第二条第四項に規定する再処理等に該当するもの以外のものをいう。次項において同じ。)に要する費用その他の事項を基礎として当該特定実用発電用原子炉設置者ごとに経済産業大臣が定める額の金錢を、施行日の属する年度から最終年度(施行日の属する年度から十五年目の年度をいう。)までの各年度に均等に分割して、各年度の三月三十日(施行日の属する年度にあつては、経済産業大臣が定める日)までに、新法第五条第

法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)附則第九条第一項の納期限」と、新法第八条第一項中「前条第一項」とあるのは「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第一号)附則第七条第一項の納期限」と、新

平成二十八年五月十一日 参議院会議録第二十五号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律

三

子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第九条第一項」と読み替えるものとする。

準備行為

の成立後遅滞なく」とする。
(罰則に関する経過措置)

新法第十六条及び第十七条の規定の例により、
機構の設立の認可の申請をし、経済産業大臣の
認可を受けることができる。この場合において
て、認可の効力は、施行日から生ずるものとす
る。

第十一條 この法律の施行の際現にその名称中に
使用済燃料再処理機構という文字を用いている
者については、新法第十二条第二項の規定は、
この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条 機構の最初の事業年度は新法第四十七條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、成立の日の属する年度の末日に終わるものとする。

使用済燃料再処理機構

年度の予算、事業計

四、第五十七条の五に改める。
号)
用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平

第十八条 稟税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条

第五十條から第五十一条の二並びに前項

第六十八条の三の四第一項中「第五十七条の三から第五十七条の五まで」を「第五十七条の

（利得税特別措置法の一部改正に伴う税制措置）

めの積立金の積立て及び管理に関する法律の一部
といふ。)第五十七条の三第一項に規定する特定
実用発電用原子炉設置者等である法人が施行日
前に開始した事業年度(旧租税特別措置法第二
条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。
以下この条において同じ。)において積み立てた
使用済燃料再処理準備金の金額の損金の額への
算入及び法人が施行日前に開始した事業年度に
おいて積み立てた使用済燃料再処理準備金の金
額(施行日前に開始した連結事業年度(旧租税特
別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結
事業年度をいう。以下この条において同じ。)に
おいて積み立てた使用済燃料再処理準備金の金
額を含む。)の施行日前に開始した事業年度にお
ける益金の額への算入については、次項に規定
する場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日を含む事業年度終了の日におい
て有する旧租税特別措置法第五十七条の三第三
項に規定する使用済燃料再処理準備金の金額
は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金
の額に算入する。ただし、前項の規定によりな
お従前の例によることとされる場合における同
条第四項又は第五項の規定の適用がある事業年
度については、この限りでない。

3 連結親法人(旧租税特別措置法第二条第一項
第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下
この項及び次項において同じ。)又は当該連結親
法人による連結完全支配関係(同条第二項第十
号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以
下この項及び次項において同じ。)にある連結子
法人(同条第二項第十号の五に規定する連結子
法人をいう。以下この項及び次項において同
じ。)で、旧租税特別措置法第六十八条の五十三
第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者

等であるものが施行日前に開始した連結事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金の額の損金の額への算入及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に開始した連結事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金の額(施行日前に開始した連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額を含む。)の施行日前に開始した連結事業年度における益金の額への算入については、次項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日を含む連結事業年度終了の日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十三第二項に規定する使用済燃料再処理準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得(旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。)の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 前項の規定により益金の額に算入される金額がある場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第八十二条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第二項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)及び商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)の項の次に次のように加える。

官 報 (号 外)

平成二十八年五月十一日

參議院會議錄第二十五

投票者氏名

小泉 昭男君
古賀友一郎君

小坂 憲次君

山下 雄平君
山田 俊男君

山田修路君

秋野
公造君

荒木 清寛君
魚住裕一郎君

日程第三 株式会社国際協力銀行注 する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一部を改正

山田 修路君
山本 一太君
吉川ゆうみ君
若林 健太君
渡邊 美樹君
相原久美子君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
江田 五月君
小川 敏夫君
尾立 源幸君
大島九州男君
大野 元裕君
北澤 俊美君
風間 直樹君
神本美恵子君
小西 洋之君
小見山 幸治君
櫻井 充君
棟葉賀津也君
津田弥太郎君
野田 德永
長浜 博行君
藤本 国義君
林 久美子君
藤末 健三君
藤本 祐司君
前川 清成君
牧山ひろえ君
水野 賢一君
安井美沙子君
柳田 稔君
蓮 舩君

株式会社国際協業
（内閣提出、衆議院）
阿達 雅志君
青木 一彦君
赤石 清美君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
石崎 輝陽輔君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
江島 濑君
尾辻 秀久君
岡田 広君
岸 宏一君
北村 経夫君
金子原二郎君
小泉 昭男君
古賀友一郎君
佐藤 信秋君
酒井 康行君
島尻安伊子君
島村 大君
田中 茂君
高階恵美子君
柘植 宏文君
鶴保 廣介君
滝波 俊郎君
豊田 阿達君

官 報 (号 外)

平成二十八年五月十一日

參議院會議錄第二十五號

投票者氏名

片山虎之助君	徹君	信一君	香苗君	昌良君	正明君	秀規君	義博君	公造君	沙織君	光美君	真治君	輝彦君	幸久君	勇二君	武志君	藤田	廣田	羽田雄一郎君	喜史君	嘉隆君	郁君	巧君	典城君	寺田	田城	柴田	斎藤	小林	郡司	川田	金子	加藤																			
片山虎之助君	徹君	信一君	香苗君	昌良君	正明君	秀規君	義博君	公造君	沙織君	光美君	真治君	輝彦君	幸久君	勇二君	武志君	藤田	廣田	羽田雄一郎君	喜史君	嘉隆君	郁君	巧君	典城君	寺田	田城	柴田	斎藤	小林	郡司	川田	金子	加藤																			
東	横山	山本	矢倉	浜田	谷合	河野	石川	秋野	吉川	柳澤	森本	増子	前田	真山	喜史君	一君	喜史君	嘉隆君	正夫君	龍平君	彰君	敏幸君	洋一君	金子	加藤	東	横山	山本	矢倉	浜田	谷合	河野	石川	秋野	吉川	柳澤	森本	増子	前田	真山	喜史君	一君	喜史君	嘉隆君	正夫君	龍平君	彰君	敏幸君	洋一君	金子	加藤
東	横山	山本	矢倉	浜田	谷合	河野	石川	秋野	吉川	柳澤	森本	増子	前田	真山	喜史君	一君	喜史君	嘉隆君	正夫君	龍平君	彰君	敏幸君	洋一君	金子	加藤	東	横山	山本	矢倉	浜田	谷合	河野	石川	秋野	吉川	柳澤	森本	増子	前田	真山	喜史君	一君	喜史君	嘉隆君	正夫君	龍平君	彰君	敏幸君	洋一君	金子	加藤
東	横山	山本	矢倉	浜田	谷合	河野	石川	秋野	吉川	柳澤	森本	増子	前田	真山	喜史君	一君	喜史君	嘉隆君	正夫君	龍平君	彰君	敏幸君	洋一君	金子	加藤	東	横山	山本	矢倉	浜田	谷合	河野	石川	秋野	吉川	柳澤	森本	増子	前田	真山	喜史君	一君	喜史君	嘉隆君	正夫君	龍平君	彰君	敏幸君	洋一君	金子	加藤

小西	洋之君	神本美恵子君	風間	直樹君	
北澤	俊美君	津田弥太郎君	小見山	幸治君	
櫻井	充君	樺葉賀津也君	大西	義之君	
長浜	博行君	津田弘次郎君	中西	義之君	
野田	国義君	徳永	エリ君	伊藤	義之君
白	眞敷君	林	久美子君	佐々木	義之君
藤末	健三君	前川	清成君	鈴木	義之君
藤本	祐司君	牧山	ひろえ君	高橋	義之君
水野	賢一君	安井	美沙子君	大庭	義之君
柳田	稔君	蓮	舫君	佐々木	義之君
荒木	清寛君	竹谷	とし子君	佐々木	義之君
長沢	広明君	魚住	裕一郎君	佐々木	義之君
西田	実仁君	佐々木	さやか君	佐々木	義之君
平木	大作君				
山本	博司君				
若松	謙維君				
江口	克彦君				
山本	光男君				

賛成者氏名	阿達 青木 赤石 井上 石井 石田 昌宏君	雅志君 一彦君 清美君 義行君 準一君 正弘君	二四名
反対者氏名	井上 紙 倉林 田村 辰巳孝 山下 又市 主濱 山本	哲士君 智子君 明子君 智子君 太郎君 芳生君 征治君 了君 太郎君	一八名
院送付)	大門実 仁比 福島みずほ君 吉田 谷 糸数 慶子君	忠義君 聰平君 忠智君 亮子君 慶子君	
日程第四 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)	市田 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 福島みずほ君 吉田 谷 糸数 慶子君	忠義君 聰平君 忠智君 亮子君 慶子君	
	藤巻 和田 渡辺美知太郎君 平野 輿石 脇	健史君 政宗君 達男君 東君 雅史君	
	山口 中野 和田 山口 中山 松田	和之君 正志君 政宗君 太郎君 恭子君 邦彦君	
	荒井 行田 松沢	広幸君 邦子君 成文君	
	浜田 中山 室井	太郎君 恭子君 邦彦君	
	和幸君 公太君 アントニオ猪木君		

岩井	儀崎	陽輔君
江島	尾辻	秀久君
宇都	大沼みすゞ君	茂樹君
岡田	北村	隆史君
潔君	岸	金子原二郎君
	小泉	宏一君
	佐藤	経夫君
	古賀友一郎君	昭男君
	酒井	君
	島田	信秋君
	佐藤	庸行君
	島田	三郎君
	未松	信介君
	関口	昌一君
	伊達	忠一君
	高野光二郎君	君
	滝沢	求君
	武見	敬三君
	塚田	一郎君
	中曾根	司君
	中西	弘文君
	長峯	祐介君
	羽生田	茂君
	林	誠君
	藤井	二之湯武史君
	芳正君	野上浩太郎君
	基之君	成志君

猪口	邦子君	片山さつき君	上野	岩城	大野	大家	衛藤	上野	岩城
光英君			通子君		敏志君	泰正君	最一君	光英君	
木村	義雄君	憲次君	小坂	熊谷	大君	大君	木村	北川イッセイ君	木村
北川イッセイ君		良祐君	上月	佐藤	正久君	正久君	北川	イッセイ君	北川
島村	昭子君	田中	佐藤	山東	大君	大君	島村	昭子君	島村
世耕	茂君	茂君	田中	高階恵美子君	高階恵美子君	高階恵美子君	世耕	高橋	高橋
弘成君			島村	大君	大君	大君	弘成君	滝波	滝波
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		芳文君	芳文君
			山東	大君	大君	大君		克法君	克法君
			佐藤	正久君	正久君	正久君		鶴保	鶴保
			田中	高階恵美子君	高階恵美子君	高階恵美子君		高橋	高橋
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		淹波	淹波
			佐藤	大君	大君	大君		宏文君	宏文君
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		芳文君	芳文君
			佐藤	大君	大君	大君		俊郎君	俊郎君
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		健治君	健治君
			佐藤	大君	大君	大君		八一君	八一君
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		雅治君	雅治君
			佐藤	大君	大君	大君		昌司君	昌司君
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		哲郎君	哲郎君
			佐藤	大君	大君	大君		聖子君	聖子君
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		長谷川	長谷川
			佐藤	大君	大君	大君		岳君	岳君
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		資磨君	資磨君
			佐藤	大君	大君	大君		橋本	橋本
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		福岡	福岡
			佐藤	大君	大君	大君		藤川	藤川
			佐藤	昭子君	昭子君	昭子君		政人君	政人君

野田	國義君	羽田雄一郎君
白林	眞勲君	浜野喜史君
藤末	健三君	廣田一君
藤本	祐司君	藤田幸久君
前川	清成君	真山勇一君
牧山	ひろえ君	前田武志君
水野	賢一君	森本輝彦君
安井	美沙子君	柳澤真治君
柳田	稔君	吉川光美君
蓮	舫君	秋野輝彦君
荒木	清寛君	石川公造君
魚住	裕一郎君	河野博崇君
佐々木	さやか君	杉義博君
竹谷	とし子君	谷合久武君
長沢	広明君	新妻正明君
西田	実仁君	浜田昌良君
平木	大作君	矢倉克夫君
山本	博司君	山本香苗君
若松	謙維君	横山信一君
江口	克彦君	片山虎之助君
儀間	光男君	清水貴之君
浜田	和幸君	藤巻健史君
室井	邦彦君	アント二才猪木君
松田	公太君	和田和之君
中山	恭子君	中野正志君
主濱	了君	平野達男君
行田	邦子君	渡辺美知太郎君
荒井	広幸君	谷亮子君
行田	成文君	鷹石雅史君
松沢		

日程第五 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名	井上 哲士君	市田 忠義君	吉良よし子君
	紙 知子君	倉林 明子君	小池 畏君
	田村 智子君	辰巳孝太郎君	大門実紀史君
	山下 芳生君	又市 征治君	仁比 聰平君
	山本 太郎君	太郎君	福島みづほ君
			吉田 忠智君
			糸数 慶子君
賛成者氏名	阿達 雅志君	愛知 治郎君	市田 忠義君
	青木 一彦君	赤池 誠章君	吉良よし子君
	赤石 清美君	有村 治子君	倉林 明子君
	井上 義行君	井原 乃君	紙 知子君
	石井 準一君	石井 浩郎君	田村 智子君
	石井 正弘君	石井みどり君	辰巳孝太郎君
	石田 昌宏君	磯崎 仁彦君	山下 芳生君
	岩井 陽輔君	猪口 邦子君	又市 征治君
	宇都 茂樹君	岩城 一君	太郎君
	江島 隆史君	上野 通子君	山本 太郎君
	尾辻 秀久君	衛藤 光英君	太郎君
	大沼みづほ君	大野 泰正君	山下 芳生君
	岡田 広君	大家 敏志君	又市 征治君
	金子原二郎君	大野 泰正君	太郎君
	岸 宏一君	木村 義雄君	山本 太郎君
	北村 経夫君	片山さつき君	太郎君
	小泉 小坂	北川イッセイ君	山下 芳生君
		熊谷 大君	又市 征治君
		憲次君	太郎君

官 報 (号 外)

平成二十八年五月十一日

參議院會議錄第二十五

投票者氏名

反対者氏名

二六名

佐々木さやか君	竹谷とし子君	魚住裕一郎君
長沢	広明君	杉
西田	実仁君	河野
平木	大作君	久武君
山本	那津男君	義博君
山口	博司君	谷合
若松	謙維君	新妻
山本	克彦君	浜田
儀間	光男君	矢倉
江口	和幸君	山本
浜田	邦彦君	横山
室井	恭子君	信一君
中山	渡辺美知太郎君	東
松沢	成文君	徹君
紙	智子君	片山虎之助君
倉林	明子君	清水
田村	智子君	貴之君
辰巳孝太郎君		藤巻
山下	芳生君	健史君
松田	公太君	中野
山田	太郎君	正志君
又市	征治君	和田
山本	了君	政宗君
荒井	太郎君	脇
糸数	廣幸君	東君
慶子君		雅史君
行田		
平野		
谷		
薬師寺みちよ君		
達男君		
吉田		
忠智君		
山口		
福島みづほ君		
アントニオ猪木君		
仁比		
聰平君		
小池		
晃君		
大門実紀史君		
史君		

丁

〔参照

二
〇

浜田和幸君

〔参考〕

河野
義博君

山下 雄平君

山田修路君

魚住裕一郎君

河野
義博君

官 報 (号外)

平成二十八年五月十一日 参議院会議録第二十五号

四〇

明治二十五年三月三十一日
種類郵便物誌可

発行所
二東京一〇五番五号
独立行政法人國立印刷局

電話
03 (3587) 4294

定価
(本体) 二三六円
(本体) 二二〇円